

「兵庫県新型インフルエンザ対策計画（A/H1N1 等への対応版）」に基づく
本市の対応方針について

1 趣旨

10月13日付けで「兵庫県新型インフルエンザ対策計画（A/H1N1 等への対応版）」が示されたことに伴い、これに基づく本市の対応についてまとめた。

基本的には、県対策との整合を図ることを基本とするが、対策の基本方針や、対策レベル3、未発生期、海外発生期及び小康期における対策は、現在策定中の「尼崎市新型インフルエンザ対策行動計画（案）」（以下、「行動計画」という。）で対応できる内容であると考えられることから、今回は、A/H1N1型新型インフルエンザで「国内発生早期、感染拡大期、まん延期、回復期」をひとつのものとしてまとめられた「国内発生期」における対策レベル1及び対策レベル2について、本市に求められる事項を記載している。

表1： 発生段階区分の比較

H1N1 発生段階		H5N1 発生段階	
未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態		未発生期
海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態		海外発生期
国内発生期	国内で新型インフルエンザが発生した状態		国内発生早期
		患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	感染拡大期
		入院措置等による感染拡大防止効果が期待される状態	
		入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態	まん延期
		ピークを越えたと判断できる状態	回復期
小康期	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		小康期

表 2： 厚生労働省「流行シナリオ」に基づく被害想定

項目	全国の想定 1	県内の想定 2	市内の想定 3
罹患割合	20～30%が罹患	同左	同左
罹患者数	約 2,560 万～ 3,840 万人	約 112 万～ 約 168 万人	約 92,000～ 約 138,000 人
最大時点における 入院患者数	約 4.6 万～約 7 万人	約 2,000～約 3,000 人	約 290～440 人
最大時点における 重症者数	約 4.6 千～約 1.4 万人	約 200～約 600 人	約 30～100 人

1 厚生労働省「新型インフルエンザの流行シナリオ」から引用

2 平成 21 年 8 月 1 日兵庫県推計人口（概数 560 万人）を基に算定

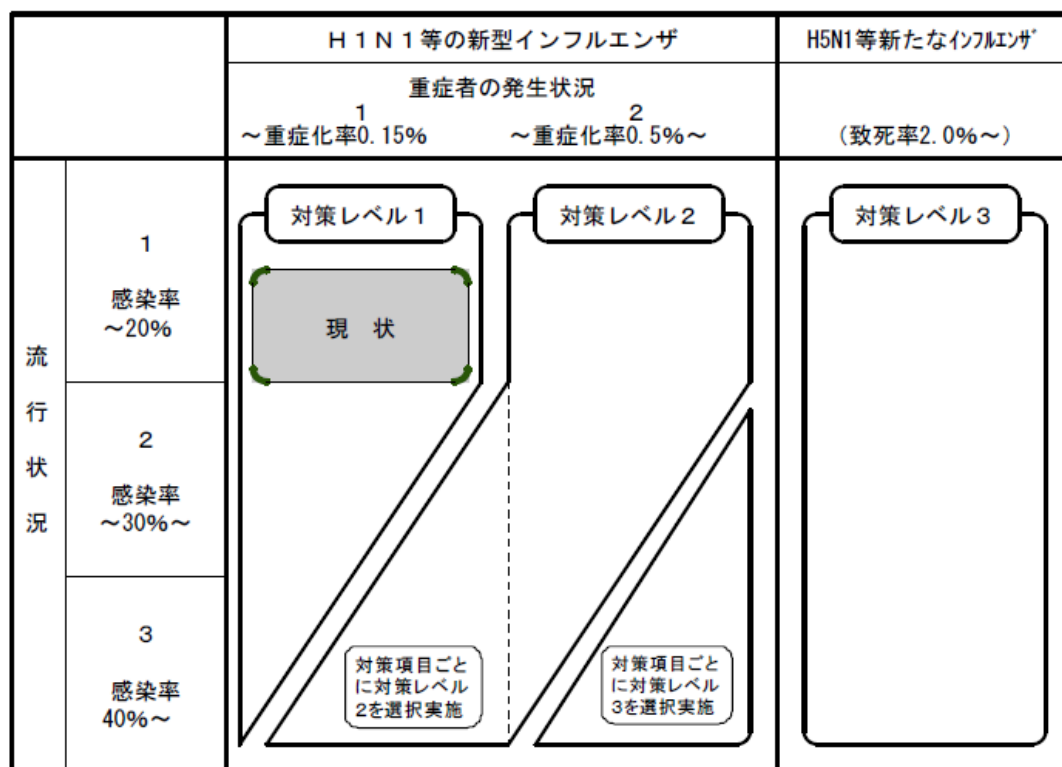
3 平成 21 年 8 月 1 日日本市推計人口（概数 460,000 人）を基に算定

2 国内発生期の対策：国内で新型インフルエンザが発生している状態

(1) 対策の基本的な考え方

重症者の発生状況によって3つの対策レベルを用意し、重症者の発生状況と、流行状況の組み合わせには、様々な場合があり得るため、実際に実行する対策は、対策レベル1から3を参考に、県とも連携しながら、柔軟に選択していく。

図 1：対策レベルの考え方



流行状況 1、2 の感染率、重症者の発生状況 1、2 の重症化率は、厚生労働省の「新型インフルエンザ (A/H1N1) の流行シナリオ」の中位推計、高位推計の値を参考までに記載している。

対策レベル 3 は H 5 N 1 等、強毒性のインフルエンザへの対応を想定している。

(2) 各レベルに共通する事項

ア 市民への広報・情報提供・啓発

県内または隣接府県での発生時に、新型インフルエンザの重症化率を考慮し、市長のメッセージを発出し、行動計画の役割分担に基き、あらゆる媒体を活用して次の内容を広報するとともに、感染防止対策への協力等を求める。

(内容)

- ・発生地域、発生日、患者の病状
- ・保健所が実施する保健指導への協力依頼
- ・医療機関を受診する際の留意事項（当該医療機関への事前連絡）
- ・不要不急の外出、集会等の自粛、在宅勤務の推奨
- ・うがい、手洗い、咳エチケットの励行、濃厚接触者のマスク着用等感染防止対策の徹底
- ・冷静な対応の周知
報道発表、市報あまがさき、エフエムあまがさき、ケーブルテレビ、ひょうご防災ネット、防災行政無線、防災ラジオ、市ホームページ、コールセンター

イ 医療機関等に対する情報の提供

ア) インフルエンザの発生状況等の情報提供

市内におけるインフルエンザに関する情報を医療機関に対して発信する。

イ) 集団発生が疑われる情報の提供

幼稚園、保育所、学校、福祉施設等などの集団発生状況を提供する。

ウ 医療提供体制の確保

外来診療

ア) 外来診療に関しては、かかりつけ医およびインフルエンザ受診可能医療機関で対応し、重症化のおそれのある場合は、主治医から専用外来医療機関等へ対応を求める。

イ) 救急患者のうちインフルエンザ様症状を示す患者は、車内等でインフルエンザ簡易検査を実施し、感染の有無を確認の上、診療する体制を構築する。

ウ) 夜間、休日における外来患者の増加に対して医療体制の拡充を図る。

入院診療

- ア) 入院診療に関しては、原則、感染症指定医療機関および入院協力医療機関で対応する。入院協力医療機関のうち、民間病院への入院については保健所から紹介する。
- イ) 透析患者がインフルエンザに罹患した場合、原則、かかりつけ医にて診療することとするが、重症化するおそれのある者(肺炎等を発症している者)は、感染症指定医療機関、および透析設備をもち、総合的医療の可能な入院協力医療機関入院との病診連携を構築する。
- ウ) 小児、および妊婦が新型インフルエンザに罹患し重症化のおそれのある場合、専門性をもち、総合的に感染症治療の実施可能な入院協力医療機関で対応するとともに、かかりつけ医との病診連携を強化する。

表3 インフルエンザ受診可能医療機関

外来医療機関	
一般医療機関（公表あり）	1 5 6 医療機関
（公表なし）	2 5 医療機関
専用外来医療機関	3 病院 （主に重症患者対応）
入院医療機関	
感染症指定医療機関	1 病院 （主に重症患者対応）
入院協力医療機関（公的医療機関）	2 病院 （主に重症患者対応）
（民間医療機関）	3 病院

エ サーベイランス

- ア) 医療機関サーベイランス
市内 15 の定点医療機関における発生動向を週毎に把握する。
- イ) クラスターサーベイランス
市内の学校、幼稚園、保育園や医療機関、福祉施設等の感染のみられた集団を把握する。
- ウ) 学校サーベイランス
各学校からインフルエンザに係る出席停止および臨時休校等の情報を収集する。
- エ) 入院サーベイランス
市内の病院に入院した重症患者の情報を収集する。

オ 検査体制

- ア) 新型インフルエンザ患者の確定のために、必要に応じてPCR検査を実施する。
- イ) 重症化するおそれがあるため、または重症化により入院した患者の入院サーベイランスの実施に伴いPCR検査を行う場合、尼崎市内の医療機関に入院した患者については、居住地を問わず尼崎市立衛生研究所において検査を実施する。

カ 患者情報等の取り扱い

ア) 個人情報の保護の徹底

患者情報等の取り扱いにあたっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第2条の基本理念、及び「尼崎市個人情報保護条例」等に基づき、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重するとともに、個人の権利利益を保護しつつ対策を講じる。

すなわち、患者の発生に伴う濃厚接触者調査、社会活動制限等の感染拡大防止策の実施には、患者の氏名、住所等の個人情報の提供が必要となる場合があるが、個人情報が漏洩し、あるいは他の目的に利用されることのないよう、細心の注意を払う。

また、患者情報を第三者に提供する必要がある場合には、本人に対し十分説明し、可能な限り同意を得るよう努める。

イ) 施設に対する協力要請と個人情報の保護

保健所等は、感染拡大防止のため、患者発生施設等に対して、濃厚接触者対策や施設の休業等の感染拡大防止策の実施などの協力を求めることがあり、その際に、患者発生施設に対し、所属する患者の個人情報を提供する。

また、患者の行動の範囲、部活動状況、交友関係等の情報提供等を求める必要が生じた場合も、患者の個人情報を提供する。

保健所が患者の個人情報を提供する場合は、管理者等に協力を要請する内容を十分説明したうえで、患者や濃厚接触者に対する対応方法や、患者の個人情報の取り扱いについて十分説明するなど、患者に不利な取り扱いがなされないよう徹底する。

キ ワクチン接種について

- ア) ワクチン接種に関わる情報や接種のスケジュール等を市民に広報する。
- イ) ワクチン接種にかかる相談窓口（保健所、コールセンター等）を設置する。
- ウ) 保健所は、尼崎市医師会と協力して、ワクチン接種が円滑に実施できるよう調整する。

ク 報道機関に対する情報提供

大規模な感染症対策には、市民に対する情報提供が重要な対策となることから、より迅速で正確な情報提供に努める。

患者や家族の氏名、住所等、個人の特定につながる情報は原則として公表しない。

一方、患者が所属する学校・事業所名や、患者が入院している医療機関名の公表は、感染拡大防止上の必要性和、学校・事業所や医療機関、地域等に対する影響の大きさを慎重に比較衡量して対応する。

ケ 広報・リスクコミュニケーション

ア) 安心情報の発信

患者の全数調査を行っている段階では、累積する患者数のデータだけでなく、確認から7日間を経過した患者は治癒したものと見なして患者数から控除したデータを用意するなどの安心情報の提供に努める。

イ) 普及・啓発活動

感染症に関する知識の普及と意識啓発

市民が新型インフルエンザに関する正しい知識を持ち、自ら判断して正しい行動を取ることで、感染拡大と患者や患者発生施設に対する誹謗・中傷の防止が期待できることから、感染症に関する市民への知識の普及に取り組む。

ウ) 事業者支援

感染防御の注意喚起の実施

事業者に対し、正確な情報を提供し、通勤時に混雑する公共交通機関を利用する従業員に対しては、時差通勤、自転車・徒歩通勤等を容認するなど、従業員の感染を減らすための工夫を検討するよう注意喚起する。

(3) 対策レベル1

ア 医療提供体制

ア) 市民に対する相談体制

新型インフルエンザに対応する健康相談窓口として、かかりつけ医師がない場合に受診できる医療機関を案内するなど、コールセンターを活用した相談窓口の運営を行う。

イ) 予防対策の強化

保健所において新型インフルエンザの予防啓発等を行い、症状のある者は一般医療機関で診察を受けるよう指導する。

ウ) 外来医療体制

a 一般医療機関での診療の実施

a) 新型インフルエンザが疑われる者も含め、発熱患者は、かかりつけ医にあらかじめ、電話をして受診する。かかりつけ医のない場合、またはかかりつけ医が診察できない場合は、インフルエンザ受診可能医療機関に電話をして受診する。

b) 医療機関では、医療従事者のマスク着用、発熱患者のマスク着用、発熱患者とその他の患者の待合区域を分ける等、院内感染防止対策（標準予防策＋飛沫感染予防策）を講じる。

b 基礎疾患を有する者等への対応

a) 各透析医療機関において、院内感染防止対策の徹底を図るとともに、時間的・空間的な隔離等によって、自院のインフルエンザ患者に対する透析を実施する。また、透析患者で入院が必要な者については、感染症指定医療機関、又は透析担当医師と感染症担当医師が連携して治療を行える医療機関で透析を実施する。

b) 小児患者で入院が必要な場合を想定して、通常の小児救急を基本とした病診連携を強化する。

c) 重症化した妊婦に対し、妊娠中及び周産期を通じて、感染症治療が総合的に行える医療体制を構築する。

イ) 入院医療体制

a 入院対象者等

a) 軽症者は自宅療養とする。

b) 基礎疾患を有する者で症状の程度や基礎疾患の状態から重症化するおそれがある者については、主治医の判断により感染症指定医療機関および入院協力医療機関で入院治療を行う。

b 入院医療機関

入院協力医療機関においては、個室対応など院内感染予防対策がとれている病床への入院を優先する。

4) 検査体制

a 重症化対策に重点を置いた検査の実施

a) 原則、個人の診断確定のためのPCR検査は行わず、感染拡大の早期探知を目的として、集団発生の有無の判断のため、必要に応じてPCR検査を実施する。

b) 重症化するおそれがある者に対して、診療のためのPCR検査を優先する。

c) インフルエンザで入院した患者に対してはPCR検査を実施する。

イ 社会活動制限

7) 学校等の休業

a 施設ごとに休業を判断

学校等で患者が多く発生した場合には、その設置者等が、県、教育委員会等と協議のうえで定めた基準に基き、学校医や保健所と相談のうえ、臨時休業等を判断する。

b 臨時休業の実効性確保

生徒等に対して臨時休業の趣旨を周知し、休業中の指導を徹底する。

c 部活動、対外交流の自粛

部活動や対外交流による感染拡大が発生しないよう、十分な配慮をする。部活動、対外試合、全学交流事業等の中止・延期についても、状況に応じ設置者や各学校等において適切に判断し対応する。

d 家庭への啓発

生徒の保護者等家庭に対し、適宜情報を提供し、インフルエンザ感染予防、感染拡大防止を啓発する。

1) 保育所・福祉関係事業所の休業等

保育所・福祉関係事業所（通所・短期入所事業所等）で患者が多く発生した場合には、季節性インフルエンザの対応に準じ、当該施設について、必要に応じ、保健所や市の担当部署と相談のうえ、その設置者等が臨時休業等を判断する。

7) 集客施設の休業

季節性インフルエンザの対応に準じ、集客施設の休業は要請しない。

1) 集会・イベント等の自粛

季節性インフルエンザの対応に準じ、集客・イベント等の自粛は要請しない。

㊦) 企業等の事業活動の自粛

季節性インフルエンザの対応に準じ、企業等の事業活動の自粛は要請しない。

㊧) 市民の行動自粛

a 一般的な感染防御の周知

季節性インフルエンザの対応に準じ、人混みをなるべく避ける、手洗いの励行、咳エチケットの徹底、うがい等の一般的な感染防御策の徹底を呼びかける。

b 自宅療養について

感染可能期間は、外出しないように呼びかける。(解熱後2日間または、症状の始まった日の翌日から7日目まで)

(4) 対策レベル2

ア 医療提供体制

ア) 新型インフルエンザ専門相談窓口の設置

専用の相談窓口として新型インフルエンザ専門相談を行う。基礎疾患のある者等重症化リスクが高いと考えられる者については、かかりつけ医からの指示を十分受けるように指導するとともに、必要により、入院可能な医療機関等へ案内する。

イ) 予防対策の強化

保健所において予防啓発等を強化し、必要に応じて濃厚接触者に対して健康調査、保健指導等を行うとともに、症状のある者は、受診を指導する。

ウ) 外来医療体制

ア 一般医療機関での診療の実施

a) 新型インフルエンザが疑われる者も含め、発熱患者は、かかりつけ医にあらかじめ、電話をして受診する。かかりつけ医のない場合、またはかかりつけ医が診察できない場合は、インフルエンザ受診可能医療機関に電話をして受診する。

b) 重症化が懸念される等で、当該医療機関により対応が難しい場合には、専用外来医療機関等の医療機関へ紹介する。

c) 医療機関では、医療従事者のマスク着用、発熱患者のマスク着用、発熱患者とその他の患者の待合区域を分ける等、院内感染防止対策（標準予防策＋飛沫感染予防策）を徹底する。

イ 重症化が懸念される者への対応

a) 各透析医療機関において、院内感染防止対策の徹底を図るとともに、時間的・空間的な隔離等によって、自院のインフルエンザ患者に対する透析を実施する。また、透析患者で入院が必要な者については、感染症指定医療機関、又は透析担当医師と感染症担当医師が連携して治療を行える医療機関で透析を実施する。

b) 小児患者で入院が必要な場合を想定して、通常の小児救急を基本とした病診連携を強化する。

c) 重症化した妊婦に対し、妊娠中及び周産期を通じて、感染症治療が総合的に行える医療体制を構築する。

- d) 新型インフルエンザウイルスの病原性が変化したり、感染力が高くなるなどした場合、発熱患者が増加し、医療機関の診療に支障を来すことが予想されるため、経過観察や検査入院など、数週間の延期が可能なものについて検討し、適切に重症患者への医療を提供する。
- e) 慢性疾患等を有する定期受診患者に対して、かかりつけ医はインフルエンザに感染していると診断できた場合、ファクシミリ等を活用して抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを発行できる体制を確保する。

I) 入院医療体制

a 重症化が懸念される者への対応

新型インフルエンザウイルスの病原性の变化や感染力の高まりにより、発熱患者が増加し、医療機関の診療に支障を来すことが予想されることから、病状により入院時期を調整する、同じインフルエンザ様患者については同じ病室や同じ病棟で集中させる、病室定員を超えて超過収用する、自宅療養可能な患者の退院勧奨する等により病床確保に努め、重症患者への医療を提供する。

b 医療機関の確保

重症患者の入院を行う感染症指定医療機関および入院協力医療機関の混乱をさけるため、軽症患者の自宅療養を徹底するとともに、入院の必要な患者においては、入院協力医療機関のそれぞれの役割分担を明確にし患者搬送・治療が円滑に行えるよう病診連携を強化する。

II) 検査体制

a 感染が疑われる者に対する検査を実施

- a) 新型インフルエンザの感染が疑われる者で重症化のリスクが高いと判断される者や、医師が必要と判断したものについては、全てPCR検査を実施する。
- b) 重症化するおそれがある者に対して、診療のためのPCR検査を優先して実施する。

III) 社会活動制限

A) 学校等の休業

a 施設ごとに休業を判断

学校等で患者が多く発生した場合には、その設置者等が、県、教育委員会等と協議のうえで定めた基準に基き、学校医や保健所と相談のうえ、臨時休業等を判断する。

b 臨時休業の実効性確保

生徒等に対して臨時休業の趣旨を周知し、休業中の指導を徹底する。

- c 部活動、対外交流の自粛
部活動や対外交流による感染拡大が発生しないよう、十分に配慮する。
部活動、対外試合、全学交流事業の中止・延期についても、状況に応じ設置者や各学校等において適切に判断し、対応する。
- d 家庭への啓発
生徒の保護者等家庭に対し、適宜情報を提供し、インフルエンザ感染予防、感染拡大防止を啓発する。
- 1) 保育所・福祉関係事業所の休業
保育所・福祉関係事業所（通所・短期入所事業所等）で患者が多く発生した場合には、季節性インフルエンザの対応に準じ、当該施設について、必要に応じ、保健所や市の担当部署と相談のうえ、その設置者等が臨時休業等を判断する。
- 2) 集客施設への注意喚起
施設管理者に対し、来館者へのマスクの着用の呼びかけ、消毒薬の設置等、感染機会を減らすための工夫を検討するよう情報提供と注意喚起を行う。
- 3) 集会・イベント等への注意喚起
事業主催者に対し、マスクの着用の呼びかけ、消毒薬の設置等、感染機会を減らすための工夫を検討するよう情報提供と注意喚起を行う。
- 4) 企業等の事業活動への注意喚起
企業等に対し、出勤時の検温、体調不良時の自宅待機指示（有給休暇扱い）等、従業員の感染を減らすための検討するよう情報提供と注意喚起を行う。
- 5) 市民の行動自粛
季節性インフルエンザの対応に準じ、人混みをなるべく避ける、手洗いの励行、混み合った場所でのマスクの着用、咳エチケットの徹底、うがい等の一般的な感染防御策の徹底を呼びかける。